

## 令和6年度の基準単価

別表（第5条関係）

（単位：円）

区 分	医療機関実施分
間接撮影（レンズカメラ）	（定） 454
〃（70ミリミラーカメラ）	（定） 478
〃（100ミリミラーカメラ）	（定） 506
直 接 撮 影	（定） 1,767

（注）「（定）」とは、厚生労働省の接触者検診の基準単価のことをいう。

